

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

①新十津川町の人口構造

新十津川町の総人口は、平成27年は6,831人となっており、平成17年の7,684人から、10年間で853人の減（△11.1%）となっている。

年齢三階層別※では、年少人口（0歳から14歳まで）は204人の減（△21.3%）、生産年齢人口（15歳から64歳まで）は1,025人の減（△22.9%）、老年人口（65歳以上）は374人の増（+16.6%）となっており、町の発展において中核となる年齢層の減少が著しく、かつ、少子高齢化が進んでいる状況にある。

※年齢不詳者を除く。

（出典：国勢調査）

②産業構造

新十津川町の基幹産業は、農業であるが、農業経営体数については、平成27年は357経営体となっており、平成17年の492経営体から、10年間で135経営体の減（△27.4%）となっている。

農業従事者の平均年齢については、平成27年で58.1歳となっているが、平成17年では54.7歳となっており、高齢化が進んでいる状況にある。

農業における経営耕地面積については、平成27年は4,820haで、平成17年の5,001haより減少しているが、1経営体当たりの経営耕地面積で見ると平成27年は13.58haであり、平成17年の10.16haに比べ増加していることから、一定の経営規模における経営体数が増加している。

（出典：農林業センサス）

農業産出額については、平成28年は48億6千万円となっており、平成18年の51億3千万円と比べ、2億7千万円の減（△5%）となっている。

（出典：生産農業所得統計）

全産業における産業別就業人口については、第一次産業が853人（26.5%）、第二次産業が481人（14.9%）、第三次産業が1,832人（56.9%）となっており、第三次産業が半数以上を占めている。

（出典：平成27年国勢調査）

新十津川町の平成28年における産業別（国・地方公共団体の事業所、農林漁業に属する個人経営の事業所等を除く。）の付加価値額については、総額が33億8千4百万円、そのうち建設業が10億7千4百万円、卸売業・小売業が10億3千6百万円で、それぞれ全体の約3割を占めている。

（出典：経済センサス）

③中小企業の実態

新十津川町における中小企業の実態としては、全産業における共通の課題として、人口減少や少子高齢化を背景とする人手不足や後継者不足があり、さらに、多様化する顧客ニーズに対応するためには、現状の設備では対応が困難になっている等の課題がある。

新十津川町では、企業振興促進条例、中小企業者応援条例、中小企業事業資金保障融資条例等に基づく各種支援制度により、中小企業者等の支援に取り組んでいるが、一層の経営基盤強化のためには、生産性向上に向けた設備投資を支援していく必要がある。

(2) 目標

生産性向上特別措置法第37条第1項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、中小企業者の先端設備等の導入を促すことで、地域経済の更なる発展を目指す。これを実現するための目標として、計画期間中に新たに6件程度の先端設備等導入計画の認定を目標とする。

(3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した中小企業者の労働生産性（中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。）が、年率3パーセント以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

本町の産業構造については、ひとつの産業に著しく偏在しているとは言えず、様々な業種の中小企業者に対応するため、対象設備を、中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項による先端設備等のすべてとする。

3 先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

(1) 対象地域

中小企業者は、町内全域にわたっていることから、本町全域を対象地域とする。

(2) 対象業種・事業

町内全産業における中小企業者の労働生産性の向上を目指すことから、対象業種を全業種とする。

また、生産性向上に向けた事業者の取組は、新商品の開発、自動化の推進、IT導入による業務効率化、省エネの推進等、多様であるため、対象事業は、労働生産性が年率3パーセント以上に資すると見込まれる事業すべてとする。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

国が同意した日から5年間とする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

3年間、4年間又は5年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

(1) 人員削減を目的とした取組を先端設備等導入計画の認定の対象としない等、雇用の安定に配慮するものとする。

(2) 公序良俗に反する取組又は反社会勢力との関係が認められるものについては、先端設備等導入計画の認定の対象としない等、健全な地域経済の発展に配慮するものとする。